

平成21年度

定例監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

中央区監査委員

目 次

定例監査結果報告書

第1	監査実施期間	5
第2	監査の対象部局等	5
第3	監査の範囲、方法及び観点	5
第4	監査の結果	6
(1)	複数の部局に共通する事項	6
(2)	部局別事項	7
(3)	重点事項	8
第5	監査のまとめ	8
別表	平成21年度定例監査実施日程	9

財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	17
第2	監査の対象団体及び範囲	17
第3	監査の方法及び観点	17
第4	対象団体の概要と監査の結果	18
第5	監査のまとめ	24
別表	平成21年度財政援助団体等監査実施日程	25

平成21年度

定例監査結果報告書

21中監第75号

平成22年2月26日

様

中央区監査委員 井上和雄

同 梅田源一

同 青木幸子

平成21年度定例監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した平成21年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、今回の監査に際し、中島賢治前監査委員は平成21年5月29日まで関与し、青木幸子監査委員は平成21年5月30日以降関与しました。

第1 監査実施期間

平成21年4月22日から平成22年2月4日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の実施日程は、別表のとおり。

第2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境部、土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局及び区立小学校・中学校・幼稚園

第3 監査の範囲、方法及び観点

1 範囲

事務執行部局における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券

の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施した。また、行政監査的視点を踏まえ、文書取扱い、公印管理、服務規律等についても併せて監査範囲とした。

なお、今年度は、「ファイリングシステムによる適切な文書管理について」を重点事項として監査した。

2 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた職員配置状況調、歳入・歳出事務事業執行概要、歳入・歳出予算執行状況調等の監査資料に基づき各部局の所管する関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

3 主たる観点

各事務事業が地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化）の規定に則って執行されているかを基本として、以下の点を踏まえて監査を実施した。

(1) 予算の執行について

- ア 収入は適正に確保されているか。
- イ 支出は効果的に行われているか。
- ウ 会計処理は法規適正であるか。

(2) 契約検収事務について

- ア 違法又は不当な契約を締結していないか。
- イ 契約の方法は適正になされているか。
- ウ 契約は確実に履行されているか。
- エ 検収は的確になされているか。

(3) 財産の管理について

- ア 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- イ 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- ウ 債権の管理は適正に行われているか。
- エ 基金の管理は適正に行われているか。

第4 監査の結果

事務事業の執行にあたっては、おおむね適正に行われており、所期の成果をあげているものと認められたが、後記のような是正・検討を要する事例があったので、各部局において留意されたい。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係者へその都度口頭で改善を指導した。

(1) 複数の部局に共通する事項

- ア 補助金に係る手続きで申請書・精算報告書・実績報告書が定められた期限に提出されていないもの、また、実績報告書で領収書等の添付がないものや執行の確認が十分に行われていないものがあつた。要綱等の規程を遵守し、適正な事務処理の徹底を図られたい。

[総務部、区民部、福祉保健部]

- イ 同一事業で短期間に行なわれる各課の物品購入や工事請負等の契約で、一括して行うべきところ分割して契約が行われているものがあつた。今後、適正な契約事務の執行に努められたい。

[総務部、福祉保健部、環境部、教育委員会事務局]

(契約事務規則第3条の2)

ウ 各課で行われる予定価格が10万円を超える物品購入や50万円を超える工事請負等の随意契約では、契約担当者は原則として二者以上から見積書を徴取しなければならないとされているが、一者のみの徴取で行っているものや未徴取のものがあった。今後、適正な契約事務の執行に努められたい。

[企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境部、土木部、教育委員会事務局、選挙管理委員会、区立小学校]

(契約事務の分掌の特例についての依命通達、契約事務規則第40条)

エ ごみ処理券・図書カード・パスモなど金券類の受払簿が整備されていなかった。今後、適正な事務処理を図られたい。

[区民部、福祉保健部]

(会計事務規則第117条)

オ 契約請求・契約締結に係る決裁で、決裁区分の誤りや決定権者の押印漏れがあった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

[環境部、土木部、教育委員会事務局]

(契約事務規則第3条の2)

カ 金銭出納員等の公印で、4月1日現在の印影が公印印影簿に保存されていなかった。印影の保存に当たっては、今後、十分に注意されたい。

[福祉保健部、教育委員会事務局、区立小学校]

(公印規則第6条)

(2) 部局別事項

[企画部]

書籍購入に係る契約締結決裁書で、見積書は消費税込みであるにもかかわらず、誤ってその金額にさらに消費税分を加算して決定金額とし、そのまま支出されていた。契約締結にあたっては、今後、十分に注意されたい。

[都市整備部]

ア まちづくり支援用施設における火災等不慮の事故による罹災者に対する使用許可で、本来短期利用であるにもかかわらず、長期間にわたって使用されているものが2件あった。そのうち1件は退去したが、もう1件は引き続き使用していた。これは公有財産の管理上不適正であるので、すみやかな退去を強く促し適正化を図られたい。

(公有財産管理規則第23条の2第7号)

イ 同施設で災害発生に起因する罹災者への使用許可が、許可期限を過ぎても更新されずに使用されていた。臨戸による使用者との接触の機会の確保が困難で、かつ、文書催告にも応じていない状況が見受けられる。早急に解決を図るべく法的な検討も踏まえた確な措置を講じられたい。

[区立中学校]

理科の実験用で使用される薬品については、通知等により安全な保管・管理が求められているが、理科準備室にある薬品の収納保管庫に施錠がされていない事例があった。安全確保のため適切な保管・管理の徹底を図られたい。

(3) 重点事項

今年度の重点事項として実施した「ファイリングシステムによる適切な文書管理について」では、区政に関する文書が合理的に分類整理され、文書を個人のものとしてではなく組織体のものであり、適正に管理されているかを監査した。

その結果、おおむね、ファイリングシステムによる適切な文書管理がなされていたが、ファイル基準表の色と第一・第二ガイド及びフォルダーの色が違ふものや、ファイル基準表と現物のフォルダーとが一致していないもの、フォルダーだけで中身のないものなど、適正な文書管理がなされていない事例が見受けられた。ファイリングシステムの基本的な原則を再確認したうえ、なお一層の改善に向けた文書の整理・保管に努められたい。

第5 監査のまとめ

平成21年度の定例監査では、前述の「主たる観点」を基本としつつ、併せて施策の取り組みが、効率性・経済性・有効性の面からも多様な区民ニーズに的確に答えているかどうかといった視点から、改善が必要な事項については適宜、指導や要望を行ったところである。

各所管部においては、事務事業の執行にあたって、歳入環境が依然として厳しい状況にあることを十分認識し、効果的・効率的に仕事を遂行するよう要望する。

(別 表)

平成 21 年度 定例 監査 実施 日程

部 局 名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
企 画 部	企画財政課	平成 21 年 7 月 30 日 (木)	平成 21 年 7 月 9 日 (木)
	広報課	平成 21 年 7 月 30 日 (木)	平成 21 年 7 月 10 日 (金)
	情報システム課	平成 21 年 7 月 30 日 (木)	平成 21 年 7 月 10 日 (金)
総 務 部	秘書室	平成 21 年 5 月 13 日 (水)	平成 21 年 5 月 8 日 (金)
	総務課	平成 21 年 5 月 13 日 (水)	平成 21 年 5 月 8 日 (金)
	職員課	平成 21 年 5 月 13 日 (水)	平成 21 年 5 月 29 日 (金)
	経理課	平成 21 年 5 月 13 日 (水)	平成 21 年 5 月 11 日 (月)
	税務課	平成 21 年 5 月 18 日 (月)	平成 21 年 5 月 11 日 (月)
	防災課	平成 21 年 5 月 13 日 (水)	平成 21 年 5 月 8 日 (金)
	防災備蓄倉庫		平成 21 年 12 月 1 日 (火)
	危機管理課	平成 21 年 5 月 13 日 (水)	平成 21 年 5 月 8 日 (金)
区 民 部	区民生活課	平成 21 年 5 月 21 日 (木)	平成 21 年 5 月 12 日 (火)
	地域振興課	平成 21 年 6 月 1 日 (月)	平成 21 年 5 月 29 日 (金)
	ヴィラ本栖	平成 21 年 11 月 11 日 (水)	平成 21 年 11 月 11 日 (水)
	文化・生涯学習課	平成 21 年 5 月 21 日 (木)	平成 21 年 5 月 14 日 (木)
	スポーツ課	平成 21 年 5 月 21 日 (木)	平成 21 年 5 月 19 日 (火)
	商工観光課	平成 21 年 6 月 1 日 (月)	平成 21 年 5 月 19 日 (火)
	日本橋特別出張所	平成 21 年 6 月 1 日 (月)	平成 21 年 5 月 20 日 (水)
	月島特別出張所	平成 21 年 6 月 1 日 (月)	平成 21 年 5 月 14 日 (木)

部 局 名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査						
福 祉 保 健 部	管理課	平成21年 6月 5日 (金)	平成21年 5月 25日 (月)						
	子育て支援課	平成21年 6月 10日 (水)	平成21年 5月 25日 (月)						
	<table border="1"> <tr><td>明石町保育園</td></tr> <tr><td>築地保育園</td></tr> <tr><td>日本橋保育園</td></tr> <tr><td>浜町保育園</td></tr> <tr><td>つくだ保育園</td></tr> <tr><td>晴海保育園</td></tr> </table>	明石町保育園	築地保育園	日本橋保育園	浜町保育園	つくだ保育園	晴海保育園	\	平成21年12月 2日 (水)
		明石町保育園							
		築地保育園							
		日本橋保育園							
		浜町保育園							
		つくだ保育園							
	晴海保育園								
	平成21年11月 26日 (木)								
	平成21年11月 19日 (木)								
	平成21年11月 19日 (木)								
	平成21年11月 26日 (木)								
	平成21年12月 2日 (水)								
	生活支援課	平成21年 6月 8日 (月)	平成21年 5月 28日 (木)						
	障害者福祉課	平成21年 6月 5日 (金)	平成21年 5月 26日 (火)						
	保険年金課	平成21年 6月 8日 (月)	平成21年 5月 26日 (火)						
	子ども家庭支援センター	平成21年 6月 5日 (金)	平成21年 6月 4日 (木)						
	<table border="1"> <tr><td>浜町児童館</td></tr> <tr><td>佃児童館</td></tr> <tr><td>月島児童館</td></tr> <tr><td>勝どき児童館</td></tr> </table>	浜町児童館	佃児童館	月島児童館	勝どき児童館	\	平成21年11月 19日 (木)		
		浜町児童館							
佃児童館									
月島児童館									
勝どき児童館									
平成21年11月 26日 (木)									
平成21年12月 2日 (水)									
平成21年11月 26日 (木)									
福祉センター	平成21年 6月 5日 (金)	平成21年 5月 27日 (水)							
高 齢 者 施 策 推 進 室	高齢者福祉課	平成21年 6月 8日 (月)	平成21年 6月 2日 (火)						
	シニアセンター	\	平成21年12月 1日 (火)						
	介護保険課	平成21年 6月 8日 (月)	平成21年 6月 2日 (火)						
中 央 区 保 健 所	生活衛生課	平成21年 6月 24日 (水)	平成21年 6月 3日 (水)						
	健康推進課	平成21年 6月 24日 (水)	平成21年 6月 3日 (水)						
	日本橋保健センター	平成21年 6月 10日 (水)	平成21年 6月 9日 (火)						
	月島保健センター	平成21年 6月 10日 (水)	平成21年 6月 4日 (木)						

部 局 名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
環 境 部	環境保全課	平成21年 6月15日 (月)	平成21年 6月12日 (金)
	清掃リサイクル課	平成21年 6月15日 (月)	平成21年 6月12日 (金)
	中央清掃事務所	平成21年 6月15日 (月)	平成21年 6月 9日 (火)
土 木 部	管理課	平成21年 7月 6日 (月)	平成21年 6月16日 (火)
	道路課	平成21年 7月 6日 (月)	平成21年 6月16日 (火)
	工事現場	平成21年11月18日 (水)	平成21年11月18日 (水)
	公園緑地課	平成21年 7月 6日 (月)	平成21年 6月23日 (火)
	工事現場	平成21年11月18日 (水)	平成21年11月18日 (水)
都 市 整 備 部	都市計画課	平成21年 7月14日 (火)	平成21年 6月25日 (木)
	地域整備課	平成21年 7月14日 (火)	平成21年 6月25日 (木)
	住宅課	平成21年 7月14日 (火)	平成21年 6月26日 (金)
	建築課	平成21年 7月14日 (火)	平成21年 6月26日 (金)
	営繕課	平成21年 7月22日 (水)	平成21年 6月29日 (月)
	工事現場	平成21年11月18日 (水)	平成21年11月18日 (水)
会 計 室		平成21年 5月18日 (月)	平成21年 5月 7日 (木)

部 局 名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
教育委員会 事務局	庶務課	平成21年 7月16日(木)	平成21年 7月 1日(水)
	学務課	平成21年 7月16日(木)	平成21年 7月 1日(水)
	指導室	平成21年 7月16日(木)	平成21年 7月 2日(木)
	図書文化財課	平成21年 7月16日(木)	平成21年 7月 2日(木)
	日本橋図書館		平成21年11月19日(木)
	月島図書館		平成21年12月 2日(水)
	泰明小学校	平成22年 1月21日(木)	平成22年 1月21日(木)
	泰明幼稚園	平成22年 1月21日(木)	平成22年 1月21日(木)
	中央小学校		平成22年 1月19日(火)
	中央幼稚園		平成22年 1月19日(火)
	明正小学校	平成22年 1月21日(木)	平成22年 1月21日(木)
	明正幼稚園	平成22年 1月21日(木)	平成22年 1月21日(木)
	常盤小学校		平成22年 1月19日(火)
	有馬小学校	平成22年 2月 1日(月)	平成22年 2月 1日(月)
	有馬幼稚園	平成22年 2月 1日(月)	平成22年 2月 1日(月)
	久松小学校		平成22年 1月26日(火)
	久松幼稚園		平成22年 1月26日(火)
	月島第一小学校	平成22年 2月 1日(月)	平成22年 2月 1日(月)
	月島第一幼稚園	平成22年 2月 1日(月)	平成22年 2月 1日(月)
	月島第二小学校		平成22年 1月26日(火)
	月島第二幼稚園		平成22年 1月26日(火)
	宇佐美学園		平成21年10月14日(水)
	銀座中学校	平成22年 2月 4日(木)	平成22年 2月 4日(木)
日本橋中学校		平成22年 2月 2日(火)	
選挙管理委員会事務局		平成21年 5月18日(月)	平成21年 5月 7日(木)
監査事務局		平成21年 4月23日(木)	平成21年 4月22日(水)
区議会議会局		平成21年 7月22日(水)	平成21年 7月 7日(火)

平成21年度

財政援助団体等監査結果報告書

21中監第75号

平成22年2月26日

様

中央区監査委員 井上 和雄

同 梅田 源一

同 青木 幸子

平成21年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した平成21年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、今回の監査に際し、中島賢治前監査委員は平成21年5月29日まで関与し、青木幸子監査委員は平成21年5月30日以降関与しました。

第1 監査実施期間

平成21年10月16日から平成21年11月11日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の実施日程は、別表のとおり。

第2 監査の対象団体及び範囲

財政的援助を行っている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資団体及び公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）のうち、次の8団体を対象とした。なお、平成20年度に補助金を交付した団体については補助対象の事務を、出資団体については事業全般を、また指定管理者については管理に係る事務について実地に監査を行った。

1 財政援助団体

- (1) 財団法人中央区都市整備公社
- (2) 中央区文化・国際交流振興協会
- (3) 中央区教職員互助会
- (4) 東京リビングサービス株式会社(認証保育所さわやか保育園・日本橋浜町)

2 出資団体

- (1) 財団法人中央区都市整備公社
- (2) 日本橋プラザ株式会社

3 指定管理者

- (1) 株式会社ケントク東京本部（京橋地域区民館）
- (2) 富士屋ホテル株式会社（区民健康村「ヴィラ本栖」）
- (3) アクティオグループ（産業会館）

第3 監査の方法及び観点

1 方法

(1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書、規約等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

(2) 出資団体

出資団体に対してあらかじめ提出を求めた損益計画（予算書）、事業計画書、決算書、事業報告書、定款等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

(3) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた予算書、事業計画書、決算書、事業報告書、利用実績表、規約、役員名簿、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

2 主たる観点

(1) 財政援助団体

- ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。
- イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。
- ウ 補助条件は適切に履行されているか。

(2) 出資団体

- ア 事業は出資の目的に沿って適正に執行されているか。
- イ 出資金に係る会計処理は適正になされているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。
- ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。
- エ 施設の利用状況は十分か。
- オ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。

第4 対象団体の概要と監査の結果

1 財団法人中央区都市整備公社

(1) 団体の概要

- ア 所在地 中央区銀座一丁目25番3号
- イ 設立 昭和60年6月1日
- ウ 基本財産 2億円(中央区が全額出資)
- エ 組織
 - 評議員会 区議会議員7人、知識経験者7人
 - 理事会 理事長、副理事長、常務理事、理事5人、監事2人
 - 事務局 事務局長、まちづくり事業部長、事務局職員8人

オ 設立目的

- (ア) 中央区の再開発計画の推進に協力し、地域環境の整備を図る。
- (イ) 中央区の施設の管理運営を通じ住民福祉の増進を図る。

(2) 事業内容

- ア 再開発事業推進のための指導、調査及び研究等
- イ 築地場外市場地区のまちづくり支援事業
- ウ 建物の共同化及び再開発事業に対する仮店舗施設の提供等助成事業
- エ マンションの管理支援事業

(3) 区との関係

中央区は、財団法人中央区都市整備公社に対し、自主事業及び事務局補助金として、平成20年度は144,595,507円の補助金を交付している。

(4) 監査の結果

中央区からの補助金は、財団法人中央区都市整備公社に対する補助の目的に沿って適正に執行され、また、補助条件は適切に履行されているものと認められた。

2 中央区文化・国際交流振興協会

(1) 団体の概要

- ア 所在地 中央区新富一丁目13番24号
- イ 設立 平成3年5月27日
- ウ 組織
 - 理事会 理事長、副理事長、理事16人、監事2人
 - 事務局 事務局長、事務局次長、事務局職員5人

エ 設立目的

- (ア) 中央区における文化活動の振興を促進する。
- (イ) 中央区の文化特性を踏まえ、国際交流の振興を図る。
- (ウ) 人間性豊かで、住みやすく、世界に開かれた活力ある地域社会作りに寄与する。

(2) 主な事業

- ア 文化の向上及び振興に関する事業の企画並びに文化団体の育成
- イ 地域文化の活性化のための文化活動の支援及び助成
- ウ 文化事業及び文化施設の管理運営
- エ 中央区から受託する文化振興事業
- オ 国際的な文化交流及び市民交流の推進
- カ 国際交流に関する調査研究

(3) 区との関係

中央区は、中央区文化・国際交流振興協会に対し、事業の運営に要する費用として、平成20年度は57,629,357円の補助金を交付している。

(4) 監査の結果

中央区からの補助金は、中央区文化・国際交流振興協会に対する補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件は適切に履行されているものと認められた。

3 中央区教職員互助会

(1) 団体の概要

- ア 事務局の場所 理事長の勤務学校内(日本橋中学校)
- イ 設立 昭和39年10月1日
- ウ 組織 理事会 理事長、副理事長2人、理事23人、監事2人
- エ 設立目的
中央区に勤務する教職員の福利厚生および互助親睦を図る。

(2) 主な事業

- ア 会員の慶弔および見舞に関する事
- イ 会員の退会、餞別に関する事
- ウ 会員の資金貸付けに関する事
- エ 会員の親睦教養に関する事

(3) 区との関係

中央区は、中央区教職員互助会に対し、事業の運営に要する費用として、平成20年度は2,858,196円の補助金を交付している。

(4) 監査の結果

中央区からの補助金は、中央区教職員互助会に対する補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

4 東京リビングサービス株式会社（認証保育所さわやか保育園・日本橋浜町）

(1) 施設の概要

- ア 施設名 認証保育所さわやか保育園・日本橋浜町
[病後児保育室併設]
- イ 所在地 中央区日本橋浜町三丁目3番1号
- ウ 開設 平成17年10月
- エ 職員体制 園長、保育従事職員10人、調理員(栄養士兼務)2人
- オ 定員 29人

(2) 団体の概要

ア 団体名	東京リビングサービス株式会社
イ 所在地	港区六本木六丁目8番10号
ウ 設立	昭和55年4月1日
エ 資本金	5,000万円

(3) 区との関係

中央区は、東京リビングサービス株式会社に対し、認証保育所さわやか保育園・日本橋浜町の運営に要する費用として、平成20年度は43,857,625円の補助金を交付している。

(4) 監査の結果

中央区からの補助金は、中央区認証保育所運営費等補助要綱に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行されていたが、一部不適切なものが見られた。今後、改善に努められたい。

5 日本橋プラザ株式会社

(1) 団体の概要

ア 所在地	中央区日本橋二丁目3番4号
イ 設立	昭和60年4月18日
ウ 資本金	10億円
エ 組織	

取締役会長、代表取締役社長、代表取締役専務、取締役6人、常任監査役、他社員7人

(2) 主な事業

ア 不動産の保有・売買及び賃貸借
イ 不動産の管理・維持・補修・保安及び清掃
ウ 駐車場の管理運営
エ 展示場の管理運営

(3) 区との関係

旧中央区立紅葉川中学校跡地の有効活用を目的として、中央区を中心に銀行・損保・不動産など民間の協力のもとに第三セクター方式により設立した。発行株式は20,000株で、中央区は11,000株(55%)を保有し、平成20年度は株式配当金2,750万円の収入となっている。また、土地3,493.74㎡の貸付により、平成20年度は土地賃借料7億5,000万円の収入となっている。

(4) 監査の結果

日本橋プラザ株式会社定款に基づき、会計は適正に処理されており、事業も適正かつ円滑に執行されているものと認められた。

6 株式会社ケントク東京本部（京橋地域区民館）

(1) 施設の概要

- ア 対象施設名 京橋地域区民館 7館
(京橋区民館、京橋プラザ区民館、銀座区民館、新富区民館、明石町区民館、八丁堀区民館、新川区民館)
- イ 設置目的 公共の利便に資することを目的とする。

(2) 指定管理者の概要

- ア 管理者名 株式会社ケントク東京本部
- イ 会社概要
- 所在地 千代田区内幸町一丁目2番1号
- 資本金 1億5,000万円
- 設立 昭和33年10月25日

(3) 指定期間

平成18年4月1日～平成21年3月31日

(4) 区との関係

中央区は、株式会社ケントク東京本部に対し、京橋地域の区民館の管理について中央区立区民館の管理に関する基本協定書（平成18年4月1日付け締結）に基づき、平成20年度は96,548,371円の運営費負担金を支出している。

なお、区民館使用料は46,231,350円であり、中央区の収入となっている。

(5) 監査の結果

中央区からの運営費負担金は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められたが、一部不適切なものが見られた。今後、改善に努められたい。

7 富士屋ホテル株式会社（区民健康村「ヴィラ本栖」）

(1) 施設の概要

- ア 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字上の原218番地119
- イ 敷地面積 29,505.00m²
- ウ 建物延べ面積 4,928.70m²

- エ 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建
客室27室、コテージ2棟
- オ 開設 平成4年8月
- カ 設置目的
中央区民の余暇活動及び健康増進に寄与し、福祉の向上を図る。

(2) 指定管理者の概要

- ア 管理者名 富士屋ホテル株式会社
- イ 会社概要
所在地 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下359番地
資本金 5億372万円
設立 明治11年7月15日

(3) 指定期間

平成19年4月1日～平成24年3月31日

(4) 区との関係

中央区は、富士屋ホテル株式会社に対し、中央区立区民健康村「ヴィラ本栖」の管理に関する基本協定書（平成19年4月1日付け締結）に基づき、平成20年度は171,196,351円の運営費負担金を支出している。

なお、本施設は利用料金制を取っており、利用料金104,991,383円は基本協定書第19条に基づき富士屋ホテル株式会社の収入となっている。

(5) 監査の結果

中央区からの運営費負担金は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められたが、一部不適切なものが見られた。今後、改善に努められたい。

なお、利用者は全体として増加傾向にあるものの、区民の利用は減少しているため、原因の分析や対策を検討するなど利用者の一層の増加に向けた取り組みを図られたい。

8 アクティオグループ（産業会館）

(1) 施設の概要

- ア 所在地 中央区東日本橋二丁目22番4号
- イ 敷地面積 690.93㎡
- ウ 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階・地上8階建のうち
1～4階部分 展示室2・集会室5
- エ 設置目的
区内の商工業の振興発展を図るとともに公共の利便に資する。

(2) 指定管理者の概要

ア 管理者名 アクティオグループ
 (アクティオ株式会社・野村ビルマネジメント株式会社)

イ 会社概要

(ア) アクティオ株式会社

所在地 目黒区下目黒一丁目1番11号
資本金 9,900万円
設立 昭和62年2月27日

(イ) 野村ビルマネジメント株式会社

所在地 新宿区西新宿一丁目26番2号
資本金 1億円
設立 昭和52年4月1日

(3) 指定期間

平成18年4月1日～平成21年3月31日

(4) 区との関係

中央区は、アクティオグループ^oに対し、中央区立産業会館の管理に関する基本協定書（平成18年4月1日付け締結）に基づき、平成20年度は34,340,000円の運営費負担金を支出している。

なお、産業会館使用料は15,293,330円であり、中央区の収入となっている。

(5) 監査の結果

中央区からの運営費負担金は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められたが、一部不適切なものが見られた。今後、改善に努められたい。

第5 監査のまとめ

財政援助団体、出資団体及び指定管理者の事業については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

ただし、補助要綱または協定書等の規定を遵守していない事例も見られたので、速やかに是正を図り、適切な事務執行に努められたい。そのためにも、所管部署における日頃の適確な指導性の発揮を要望する。

(別 表)

平成 21 年度 財政 援助 団体 等 監 査 実 施 日 程

団 体 名	監査委員監査	監査事務局監査
財団法人中央区都市整備公社	平成 21 年 10 月 22 日 (木)	平成 21 年 10 月 22 日 (木)
中央区文化・国際交流振興協会	平成 21 年 11 月 6 日 (金)	平成 21 年 11 月 6 日 (金)
中央区教職員互助会		平成 21 年 10 月 16 日 (金)
東京リビングサービス株式会社		平成 21 年 11 月 10 日 (火)
日本橋プラザ株式会社	平成 21 年 10 月 16 日 (金)	平成 21 年 10 月 16 日 (金)
株式会社ケントク東京本部	平成 21 年 11 月 6 日 (金)	平成 21 年 11 月 6 日 (金)
富士屋ホテル株式会社	平成 21 年 11 月 11 日 (水)	平成 21 年 11 月 11 日 (水)
アクティオグループ	平成 21 年 10 月 22 日 (木)	平成 21 年 10 月 22 日 (木)